

平成22年8月31日

中央労働委員会事務局
第一部会担当審査総括室
室長 西野 幸雄
Tel 03-5403-2157
Fax 03-5403-2250

**南労会（組合役員懲戒解雇）不当労働行為再審査事件（平成15年（不再）第26号）
命令書交付について**

中央労働委員会第一部会（部会長 諏訪康雄）は、平成22年8月30日、標記事件に関する命令書を関係当事者に交付したので、お知らせします。命令の概要は、次のとおりです。

— 命 令 の ポ イ ン ト —

—勤務時間の変更に伴う法人の業務指示に従わず、変更前の勤務時間での就労を組合員に指示したことなどを理由とする組合役員3名の懲戒解雇は不当労働行為に当たらないとされた事例—

1 懲戒解雇処分について—不当労働行為には当たらない。

懲戒解雇処分の直接の原因は、A分会委員長ら組合役員3名が勤務時間の変更に伴う法人の業務指示に従わず、組合員に変更前の勤務時間に基づいた就労を続ける旨指示したことなどの懲戒事由に該当する行為にあったと判断される。同人らの行為は、労働組合の正当な行為の範囲を逸脱したものというべきであり、組合員であると否とを問わず懲戒解雇処分に値するものであるから、正当な組合活動を理由とした不利益取扱い及び組合らの弱体化を企図したものということとはできない。

2 団体交渉について—不当労働行為に当たる。

本件懲戒解雇処分のような個別の人事や処分についても義務的団交事項に該当するところ、法人は懲戒処分に至る経緯・理由などについて団体交渉の場において具体的に明らかにする必要があったことから、組合の質問に何ら具体的な応答をしていない法人の対応は不誠実団交に当たる。

I 当事者

再審査申立人（法人）：医療法人南労会〔大阪市港区〕

従業員約260名（平成22年1月現在）

再審査被申立人（組合）：全国金属機械労働組合港合同〔大阪市港区〕

組合員約800名（平成22年1月現在）

全国金属機械労働組合港合同南労会支部〔大阪市港区〕

組合員35名（平成22年1月現在）

II 事案の概要

- 1 本件は、法人が、①A分会委員長ら組合役員3名に対し、同人らが勤務時間変更に伴う法人の業務指示に従わず、組合員に変更前の勤務時間に基づいた就労を続ける旨指示したことにより、診療所の業務に混乱を来したことなどを理由として懲戒解雇処分としたこと、②本

件懲戒解雇処分に関して誠実な団体交渉を行わなかったことが不当労働行為であるとして、大阪府労委に救済申立てがあった事件である。

- 2 初審大阪府労委は、①組合役員3名の懲戒解雇処分は、労働組合法第7条第1号及び第3号に該当する不当労働行為であるとして、組合役員3名について、懲戒解雇処分がなかったものとしての取扱い及びバックペイを、②懲戒解雇処分及び本件懲戒解雇処分に関する団体交渉において不誠実な対応を行ったことに関して文書手交を命じたところ、法人はこれを不服として、再審査を申し立てた。

Ⅲ 命令の概要

1 主文の要旨（初審命令を一部取消し）

初審命令主文を次のとおり変更する。

- ①懲戒解雇処分がなかったものとしての取扱いを命じた部分を取り消す。
- ②本件懲戒解雇処分に係る団体交渉について、不誠実団交を繰り返さない旨の文書手交を命じる。（初審維持）

2 判断の要旨

（1）組合役員3名の懲戒解雇処分について－労組法第7条第2号及び第3号には該当しない。

法人が、A分会委員長ら組合役員3名について、①勤務時間変更に伴う法人の業務指示に従わず、変更前の勤務時間に基づいた就労を続ける旨組合員に指示したこと、②デイケア事業開始に反対する宣伝活動等を指導・実行したこと、③鍼灸受付簿の差替を指導・実行したこと、④診療所閉鎖に係る宣伝活動を指導・実行したこと、⑤診療所施設を許可なく組合集会の為に使用したことは、いずれも就業規則の懲戒事由に該当すると判断し、①及び③の行為は懲戒解雇に、②及び④の行為は減給・出勤停止に、⑤の行為は諭旨解雇に該当するとしたことは相当な理由があるといえることができる。また、これらの行為はいずれも労働組合の正当な行為の範囲を逸脱したものというべきであり、組合員であると否とを問わず懲戒解雇処分に値するものであるから、本件懲戒解雇処分は、同人らの正当な組合等を理由として行われた不利益取扱いということとはできず、また、組合らの弱体化を企図したと認めるに足る証拠はないことから不当労働行為には当たらない。

（2）本件団体交渉について－労組法第7条第2号（不誠実団交）に該当する。

組合員の懲戒や解雇などの人事の基準や手続は労働条件その他の待遇に関する事項であって当然に義務的団交事項となるだけではなく、これらに関する個別の人事や処分、すなわち本件の懲戒解雇処分についても義務的団交事項に該当するところ、法人は組合からの懲戒処分の理由に関する質問に対して、懲戒処分に至る経緯・理由、就業規則の該当条項、従来の同種事案に対する対応等について具体的に明らかにする必要がある。然るに、団体交渉が喧噪にわたったことを考慮しても、法人は「懲戒処分について団体交渉で話すことは何もない」などと、組合の質問に何ら具体的な応答をしていないのであり、本件団体交渉における法人の対応は誠実なものであったと言い難いことから、法人の対応は、労組法第7条第2号の不当労働行為に該当する。

【参考】

初審救済申立日	平成13年2月14日（大阪府労委平成13年(不)第8号）
初審命令交付日	平成15年5月22日
再審査申立日	平成15年5月26日